

7. 「担い手」への施策の重点化

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を目指し、17年度予算概算要求に向けて認定農業者を中心とする「担い手」への集中化・重点化が一層図られるよう、担い手要件を新たに設定する事業の追加（「量的拡大」）、既に設定されている担い手要件の改善（「質的向上」）を実施。

1. 担い手要件の新規設定（「量的拡大」）

- 農業生産法人経営支援出資事業ほか21事業（又は対策等）
 - ・ 農業生産法人経営支援出資事業について、農地保有合理化法人が出資する対象を、農業生産法人である認定農業者に限定。
 - ・ アグリ・チャレンジャー支援について、事業実施主体を「認定農業者等の組織する団体」に限定。
 - ・ 経営構造対策について、認定農業者の育成等に関する意欲的な目標設定をした地区が優先的に採択される仕組みを導入。
 - ・ 担い手農地情報活用集積促進事業について、インターネット等により農地情報を集積・公開する仕組みにおいて、募集する農地の引き受け希望者を認定農業者等の担い手に限定。
 - ・ 経営体育成促進について、農地の担い手への利用集積活動に対する助成期間をハード事業完了後も延長するときは、受益面積に占める担い手の面積シェアを更に連担化した上で一定以上増加する場合に限定。

2. 既存の担い手要件の更なる改善（「質的向上」）

- 農業経営基盤強化資金
 - ・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、無担保融資の限度額の引き上げを望む認定農業者に対しては、新たな要件（経営診断等）を付加。